介護保険料について

①介護保険の財源

介護保険制度は、介護が必要な高齢者を家族だけで支えるのではなく、社会全体で支えることをねらいとして制定されました。

40 歳以上のみなさんが納める介護保険料は国や自治体の負担金などとともに、介護保険を健全に運営するための大切な財源となります。

みなさんの御理解と御協力をお願いします。

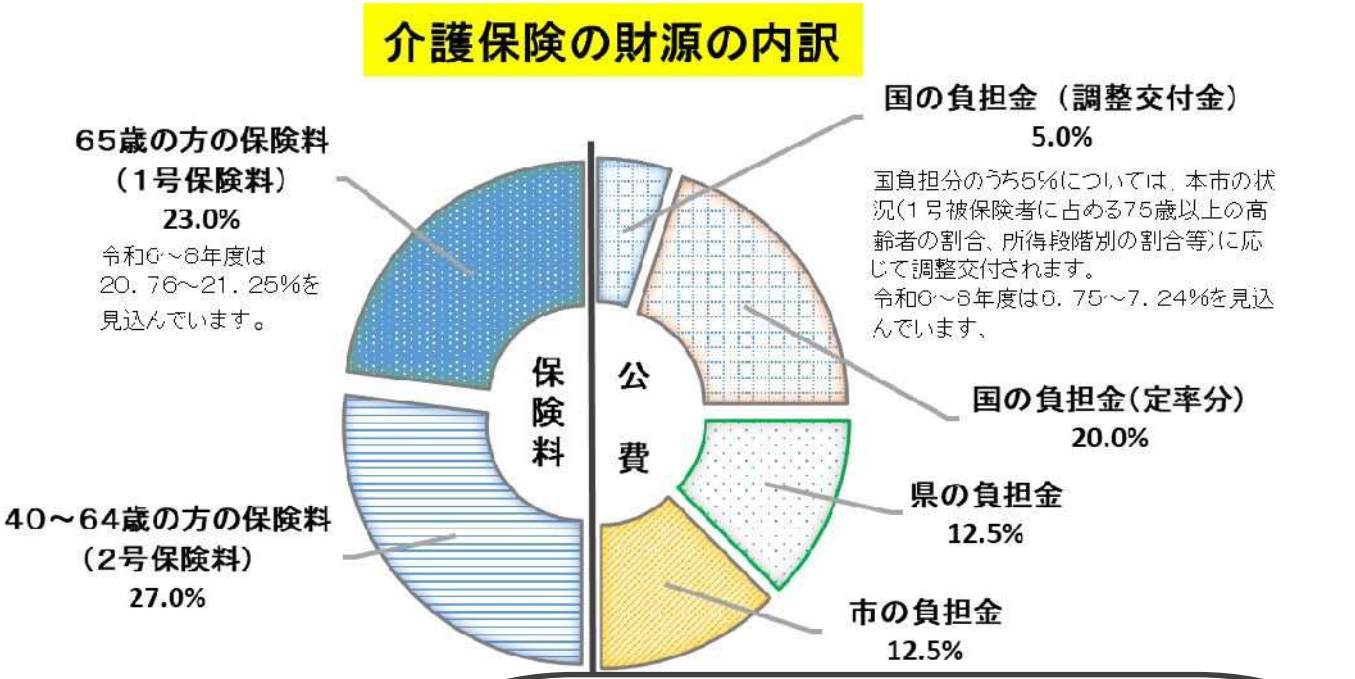

40 歳から 64 歳の方（第２号被保険者）は、国民健康保険や職場の医療保険から納めます。

65 歳（第１号被保険者）になる誕生日の前日が属する月からは、介護保険料として、直接、市に納めます。

例：10 月１日が 65 歳の誕生日の方→9 月分から納めます。

10 月２日が 65 歳の誕生日の方→10 月分から納めます。

（年齢の計算に関する法律・民法第 143 条第２項により）

介護保険料は３年ごとに見直されます

高齢化が進み、介護保険サービスを利用する方の人数や利用量が増えています。

そのため、介護保険サービスを必要とする人が必要なときにサービスを受けることができるように、利用実績等をもとにして在宅、施設サービスの計画を見直します。

その結果、都城市全体の介護保険サービスの利用状況を反映した必要な費用を算出し、介護保険料を決定します。

②65 歳以上の方の保険料の決め方

令和６年度から３年間の保険料「基準額」は、以下のように決定しました。「基準額」とは都城市の介護保険サービス費用がまかなえるよう算出されたものです。

※基準額は全国一律ではなく、各市町村で必要な介護サービスの総費用と 65 歳以上の人数に応じて算出されます。

介護保険料は「基準額」をもとに、原則として賦課期日（毎年４月１日）現在、都城市内に住所を有する 65 歳以上の介護保険の被保険者に課せられ、その方の収入や所得、世帯内の課税状況に応じて、段階的に調整されます。

なお、年度の途中で 65 歳になられた方や、都城市へ転入された方については、月割りで計算されます。

所得段階	対象者		算定式	保険料（年額）
	住民税課税状況	前年の収入・所得等		
第 1 段階	世帯全員が市民税非課税	○生活保護受給者 ○老齢福祉年金受給者 ○本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得額を除く）の合計が 80.9 万円以下の方	基準額×0.285	21,200 円
第 2 段階		○本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得額を除く）の合計が 80.9 万円を超え 120 万円以下の方	基準額×0.485	36,080 円
第 3 段階		○本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得額を除く）の合計が 120 万円を超える方	基準額×0.685	50,960 円
第 4 段階	本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる場合	○本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得額を除く）の合計が 80.9 万円以下の方	基準額×0.9	66,960 円
第 5 段階		○本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得額を除く）の合計が 80.9 万円超の方	基準額	74,400 円
第 6 段階	本人が市民税課税	○本人の前年の合計所得金額が 120 万円未満の方	基準額×1.25	93,000 円
第 7 段階		○本人の前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方	基準額×1.35	100,440 円
第 8 段階		○本人の前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方	基準額×1.55	115,320 円
第 9 段階		○本人の前年の合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の方	基準額×1.70	126,480 円
第 10 段階		○本人の前年の合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の方	基準額×1.90	141,360 円
第 11 段階		○本人の前年の合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の方	基準額×2.10	156,240 円
第 12 段階		○本人の前年の合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の方	基準額×2.30	171,120 円
第 13 段階		○本人の前年の合計所得金額が 720 万円以上の方	基準額×2.40	178,560 円

【合計所得金額】「収入金額」から「必要経費の相当額」を差し引いた金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のことです。ただし、介護保険料所得段階第１～第５段階で、合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与所得から 10 万円を控除した金額を用います（控除後の額が０円を下回る場合は０円）。また、土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

【老齢福祉年金】明治 44 年（1911 年）４月１日以前に生まれた方、または大正 15 年（1916 年）４月１日以前に生まれた方で一定の要件を満たす方が受けている年金です。

③65 歳以上の方の保険料の納め方

介護保険料は市民税の課税状況が確定したあとの７月に決定し、通知書を送付します。

納め方は受給している年金額によって２通りに分かれます。

※受給している年金とは老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金をいいます。老齢福祉年金は対象になりません。

年金が年額 18 万円以上の方

特別徴収

年６回ある年金の定期支払いの際にその受給額から介護保険料があらかじめ差引かれます。

前年度から継続して特別徴収の方は、４・６・８月は前年度２月分と同額の保険料を納付します。（仮徴収）

10・12・２月は６月以降に確定する前年の所得などをもとに本年度の保険料を算出し、そこから仮徴収分の保険料を除いて調整された全額を納付します。（本徴収）

特別徴収の納付の仕方

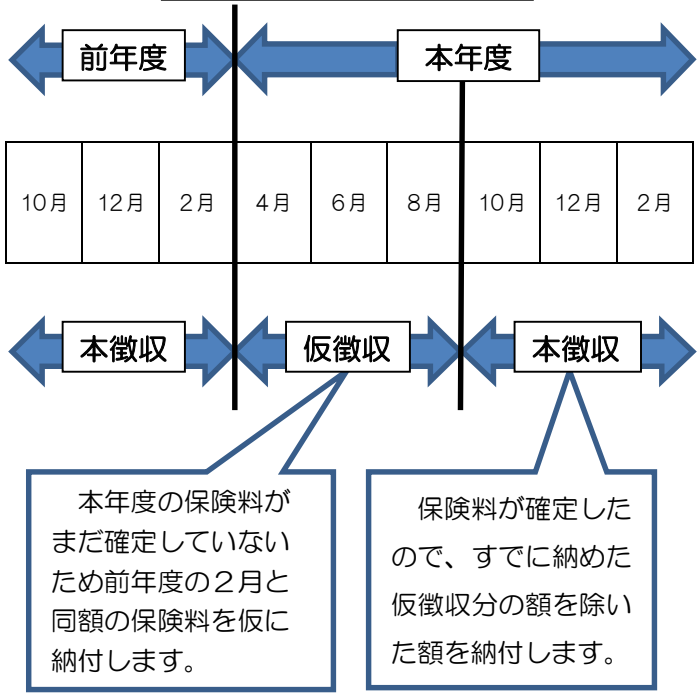

年金が年額 18 万円未満の方

普通徴収

保険料の年額を８回（期）に分けて個別に納めます。

都城市が送付する納付書で、納期限内に金融機関、コンビニエンスストア、スマートフォンアプリ、都城市役所、各総合支所、各地区市民センター等で納付します。

口座振替が便利です！

口座振替は、納付書、通帳、届出印を用意し、インターネットまたは金融機関の窓口でお申し込みください。※インターネットは届出印不要。

口座振替の開始は申込日によって、当月、翌月または翌々月になります。

特別徴収が開始となった場合は、口座振替の申し込みをしていても特別徴収が優先されます。

年金が 18 万円以上でも次の場合には納付書でのお支払いとなります。

- 年度途中で 65 歳になった。
- 年度途中で老齢年金（退職）年金、遺族年金、障害年金の受給が始まった。
- 年度途中で他の市町村から転入した。
- 年度途中で保険料額が変更になった。
- 年金が一時差止めになった。（現況届の遅れ等）
- 年金を担保に借入れをした。

④保険料を納めないでいると・・・

介護保険では通常、費用の１割・２割または３割を負担すればさまざまな介護保険サービスを御利用いただけます。

保険料の滞納があると、きちんと納めている方との公平を保つために、１割・２割または３割負担で御利用いただけなくなる場合がありますので、御注意ください。

納期限を過ぎると
・督促状や催告書の発送

督促手数料や延滞金が加算されます。
※滞納が続くと財産の差押等の処分があります。

１年間滞納すると
・サービス利用時の支払い方法の変更（償還払いへの変更）

介護保険サービスを利用したときの費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により後で保険給付分との差額を都城市から払戻しを受ける「償還払い」に支払い方法が変更になります。

１年６か月間滞納すると
・保険料給付の一時差止め
・差止め額から滞納保険料を控除

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差止めとなり、滞納している保険料に充てられます。

２年以上滞納すると
・利用者負担の引き上げ
・高額介護サービス費の支給停止
・高額医療合算介護サービス費の支給停止
・特定入所者介護サービス費の支給停止

介護保険サービスを利用するときに、未納期間に応じた一定期間、利用者負担が１割または２割の方は３割に、３割の方は４割になります。また、介護保険サービスは利用できますが、高額介護（介護予防）サービス費及び高額医療合算介護サービス費、特定入所者介護サービス費（介護予防含む。）の支給を受けることはできません。

介護保険料Q&A

Q　９月に 65 歳になり、10 月に都城市から介護保険料の納付書が届いたけど、医療保険で差引かれている保険料と二重払いになるんじゃないの？

A　４月から８月（65 歳になる月の前月）までの５か月分は、加入している医療保険の保険料から「介護分※」として納めます。（国民健康保険に加入している人は、年度末までの納期に振り分けられます。）

９月から３月までの７か月分は、10 月（65 歳になった月の翌月）から年度末までの納期に分けて、「介護保険料」として直接都城市に納付書で納めますので二重払いになることはありません。

※ 国民健康保険に加入している方は、国民保険税（料）として世帯主が納めます。職場の医療保険に加入している方は、給与および賞与から徴収されますので、不安に思われる方は直接、職場に確認してください。